

勝浦フライトパークエリアルール

2025年3月3日 施行

勝浦フライトパークを利用する者は、以下の規則を熟知し、当日立ち会いの管理指導員の指示は絶対的なものとして受け入れることを前提として、このルールを遵守すること。

1. 飛行資格

- 1) (社) 日本ハング・パラグライディング連盟または同等の「フライヤー会員証」を有しその登録が有効であること。
- 2) JHFパイロット技能証、勝浦フライトパークで取得したノービスパイロット技能証を有した者。または、会長がそれらと同等、特に認めた者。但しそのものについては、フライヤー登録と同等以上の第三者責任賠償保険に加入していること。(外国人、4) 含む)
- 3) 勝浦フライトパーク管理委員会(以下「委員会」という。)に利用登録を行っている者。(但し、委員会が認めた関係者、大会参加者を除く。) また利用登録の初回に限って、委員会の講習を受けなくてはならない。
- 4) 教員、助教員及び、教員の委託を受けたパイロットが同伴するノービスパイロット技能証所持者。但し、委託を受けたパイロットが同伴する場合、それ以前に教員または助教員監督の下、本エリアの飛行経験がある場合に限る。(練習生の飛行については、別途定めた規定を順守すること)

2. 利用登録

- 1) フライトを行う者は、委員会に事前に利用登録を行うこと。年単位の開始日は1月1日、終了は12月31日とし、1日単位のビジターはその日に限る。登録を行う者は、事前に登録書に必要事項を記入の上、登録料を添えて委員会事務局(徳島スカイスポーツクラブ)に提出すること。

○年間会費=5,000円 ○半年会費=2,500円 ○夫婦会員=6,000円

○年間ビジター料=2,000円 ○1日ビジター料=1,000円

※1日ビジター登録者のみ、フライトしなかった場合返金する。

- 2) フライトを行う日毎に必ず入山チェックを行い、下山時には下山チェックを行うこと。
- 3) ランディング、高压線、集束帯等の位置を確認すること。

3. ランディング規定

- 1) ランディングは原則として、運動公園もしくは川原（PG）（HG）の指定場所とする。
ただしHGは安全確認を他のメンバーが現場で実施した場合のみとする。
- 2) 勝浦川河川敷以外のランディング（XC飛行以外）は禁止する。緊急によりランディングした場合、損害の有無に係わらず、GPS位置情報か写真で届出をしなければならない（被害状況あれば写真必要）
- 3) 指定地ランディング場及び、勝浦川原以外にランディングをした場合はクラブの指示に従い、損害の有無に係わらず、該当地の所有者に3,000円相当の品物を持って謝罪し、その経過をエリア管理者に報告すること。また、損害を与えた場合、該当地の所有者にその旨を報告した上で、現状復帰、もしくは損害を賠償しなければならない。
(結果を書類にて報告する事)
その行為を怠った者、またその対応が不適切であったため、トラブルが発生した場合、別に定めた罰則規定を適応する。

4. 車両規定

- 1) 運動公園ランディング場での駐車はランディング北側にすること。
- 2) 登頂するときは定員乗車で上ること。（大きい車の所有者に常に負担をお願いしている同乗者は回収時、率先して車を出す事）※単独の登頂は基本禁止
- 3) テイクオフ下の道路は全面駐車禁止とする。（但し、委員会から認められた緊急用車両及び、機材積み降ろしの為の一時的な停車は除く）
- 4) 登頂、下山する場合の事故は個人所有の保険にて対応

5. フライト規定

- 1) テイクオフ前空域において、複数機が滞空し、管理指導員が危険と判断した場合は、引き続きの離陸を一端中断させる。その後、空域離脱の指示を行うので、速やかにその指示に従うこと。
(例：3～4機であっても必要と感じられる場合は実施する。)
- 2) 高圧線の上空をむやみに飛行してはならない。
クロスカントリー飛行等の通過で高圧線の上空を飛行する場合は、通過地点より上空100m以上の高度を余裕持って飛行すること。
- 3) 緊急用パラシュート、ヘルメットを装備すること。緊急用パラシュートは最長でも

180日以内に資格を有する者がリパックしたものとする。

- 4) 無線機（航空レジャー無線）を携帯し常に聞ける状態にしておくこと。
- 5) 旋回方法は基本、偶数日右、奇数日左旋回とする。（状況により管理者が都度判断）
- 6) セルフチェック、クロスチェックを必ず行なうこと。
- 7) テイクオフでは、混雑を避ける為テイクオフゾーン以外でラインチェックをしておくこと。
- 8) 高度、民家200m、高圧線100m以下は飛行禁止とする。

6. 利用中止

- 1) 利用登録者であっても、地元の指示、工事、大会等、委員会の決定により一時的または、終日フライト利用を中止する場合がある。
- 2) 中止の期間等は、掲示板で表記する。

7. その他

- 1) クラブの通告及び、管理指導員、地元関係者、エリア関係者の指示に速やかに従うとともに、それにより生じた損害の一切を意義申し立てできないものとする。
- 2) テイクオフ付近の道路は農道のため、農作業車を最優先し、決して通行を妨げてはならない。
- 3) 万一事故等が発生した場合、速やかに対処すること。また、事故に関しての責任は、発生者自らが負うものとし、他の何人に対しても責任を転嫁してはならない。
- 4) 事故が発生した場合、速やかにクラブに報告すること。
- 5) 勝浦川の水域には十分注意すること。着水の対処は十分事前相談しておくこと。
- 6) 大会や公的団体の催事開催時は、飛行エリアを制限する場合がある。この期間中はクラブ事務局に飛行空域の確認をすること。
- 7) エリア内でのゴミ、吸い殻は各自持ち帰ること。
- 8) このエリア内での営業行為を禁止する。
- 9) エリア内での撮影、録音、録画等の主張は一切認めない。（基本的に著作権放棄）
- 10) 以上のエリアルルールに従わなかった場合、別途定めた罰則規定を適応する。

罰則規定

1. ランディング規定 2) 3) アウトランした場合、罰則金5,000円山沈10,000円
但し管理者が軽微と判断した場合減額もしくは免除あり
2. エリアルルールに従わなかった者は、警告を与える。短期に同一クラブまたは団体に所属している個人に警告が複数回行われた場合は、当事者及び、その個人が所属してい

るクラブまたは、団体を1ヶ月間の利用停止とする。また、短期に同一のクラブまたは、団体に対し、利用停止処分が複数回発生した場合、もしくは故意にルールに違反した場合そのクラブまたは、団体に所属している個人全員の利用を管理委員会が認めまるまで禁止する。

クロスカントリー規定

クロスカントリー（出発点より半径5kmを超えてのフライト）を行う者は、エリアルールと併せて、以下のルールを遵守すること。

1. 実施資格

- 1) JHFクロスカントリーパイロットまたは同等レベルの技能証所持者。
 - 2) 委員会が特に認めた者。
- 上記いずれかに該当する者。

2. 利用方法

- 1) クロスカントリーを行う者は、当日入山前に所定の用紙に必要事項、フライトプランを記入し、委員会に通報すること。
- 2) 着陸後速やかに委員会に報告すること。
- 3) 着陸時、農作物、建物等に損害を与えた場合、エリア規定のアウトサイドランディングに準じ、処理すること。
- 4) 委員会事務局に直接帰着報告、着陸場所の報告をすること。

禁止事項

1. 危険を伴う行為の禁止

高度200m以下の危険を伴う行為（ピッチング、ローリング、スパイラル、各種ストール、ルーピング等）を禁止する。但し、安全の為の降下手段や教員監督のもとでの練習を除く。

2. 営業行為の禁止

営業を目的とする行為。但し、地元行政、河川管理者、公の機関が認めた場合その限りではない。

3. 誘導路への駐停車禁止

ティクオフへの誘導路は、農道（市道）を利用させていただいているため、農業関係

者、地元関係者の迷惑となるような走行、駐停車を厳禁とする。

4. 飲酒飛行・他人の迷惑となる行為や管理指導員が不適切と判断した場合の飛行を禁止する。
5. 緊急時の捜索、地元への協力、エリアの調査等、委員会が必要と認めた場合以外のトーリング、動力、補助動力機の飛行は禁止（MPG は事前申告）

事務局 徳島市佐古五番町9番3号
徳島スカイスポーツクラブ 会長 榎本 一久
TEL 088-652-3073 FAX 090-3185-0408

エリア管理者 中野 清
TEL 090-4979-4294

インストラクター 徳原 秀之
TEL 090-2788-3853